

## 第11章 本 県 中 央 会 活 動

### 第1節 県中央会活動総覧

県中央会活動については、本史の全項目にわたってその活動を述べている。中央会は法文の上でも「組合の健全なる発達を図ることを目的」としているので、組織、教育、広報、経営、監査、営農・生活および農協事業、農政のすべてに中央会事業が関係する。本節では、ごく大筋だけを416ページ以下に表示するにとどめる。

〔付〕 中央会運営研究会—連合会が、中央会から営農・生活・電算を切ると主張した中央会運営研究会。

減反2年目の昭和46年5月、連合会の発案で中央会の運営を研究するという会が設けられ、会の構成は、各連の常・専務または参事、各地区推薦の農協参事で、名目は「中央会が総合指導組織としての機能を發揮し、会員の負託に応えるため、その運営の在り方について研究する」というものであった。横山中央会長がこの会に諮問し、この会は研究結果を答申することとなっていた。研究会は、5回開かれた。中央会委員は、前年、中央会が中心で策定した県農業基本構想の観点に立脚した態度を終始とりつけたが、中央会は研究される受け身の立場であったので、真向から意見対立した連合会委員と単協委員の言い分を次に要約する。(中央会理事会に報告された「中央会運営研究会の経過の概要」より)。

連合会側—「中央会の営農生活部9名のうちの7名は経済連に、2名は共同対策室に移すべきだ」「中央会の電算班3名のうち2名は連合会に、1名は経営課に移すべきだ」「庄内支所の6名は2名程度減員すべきだ」「合計11名の減員に伴なって経費(中央会賦課金の意味)は2,000万円削減になるようだ」「中央会の重点は、農政、教育、監査だ」(以上、もっとも強硬だったのは信連、次いで山経、県共、庄経だった)。

単協側—「中央会は、営農指導を重点にすべきだ。中央会の減員を前提として答申することはスジがとおらない。中央会監査は、経営・営農の立場に重点をおくべきだ。単協は、営農指導を重視してきた。農業収入の拡大をはかるには団地化、協業化をすすめる以外に途はない。その組織面、ほか基本問題は中央会がやらなければどうにもならない。中央会の営農は強化しなければならない。人事交流はオール連合会でやる必要がある。中央会への単協賦課金(中央会賦課金は単協半分、連合会半分となっている)は必ずしも高くはない」。このように、本県農協運動上連合会と単協の立脚する次元が根本からくいちがっていた。

第4回研究会(46.8.4)のまとめは、「この状態では答申はできない。研究会の経過をそのまま中央会理事会に報告する」と報告された。報告を受けた理事会は、営農・生活指導、総合指導の重要性を再確認、職員の体制も現体制を持続し一層の指導強化に努めた(委員・座長、加藤庄経会長、のちに深瀬義連副会長が会長となった。中・皆川、渡部、信・佐藤、山経・粟野、共・小野、庄経・阿曾、青・竹田、天童・遠藤、昭和・大浦、高畠・鈴木、中平田・岩崎)。

## 第2節 山形県農協大会を振り返る

山形県農協大会は、山形県農協指導協会主催による第1回大会を、昭和27年9月7日、山形市立第7小学校において開催してから、48年11月2日の第13回大会(県民会館)まで、21年を経過した。その間、主催団体は、29年の第3回大会から県中央会となり、開催時期と開催場所は、36年第10回大会まで毎年連続開催、県内4地区持ち回り(山形市をふりだしに、庄内・最上・村山・置賜)方式だったが、農協法制定20周年記念の第11回大会からは、全国農協大会と同様3年に1回、山形市県民会館で開催するようになった。

本史では、35年以降の大会を振り返ることとし、それ以前は、本史の前に発刊された『山形県農協沿革史』にゆづる。

昭和34年の第7回全国農協大会は「系統組織の整備強化」と「農協の体質改善運動」を決議した。これをうけて、本県も第9回大会で「農協の体質改善」を核とする諸決議を行なった。本史は、この大会からはじまる。

### ◆ 農協体質改善第9回大会(35年、赤湯小学校)

政府は、日本農業の将来に向かって、構造的転換を指向する基本問題と基本対策を公表し、組合員は、個別経営の枠内では生活の維持が困難として共同化・法人化の方向を求めていた。農協は、これらをどう受けとめ、どう展開させるべきか大きな課題に直面していた。それは、農協自体の構造問題でもあり、体質改善の問題でもあった。

本大会は、この問題に対して、農協の本質からと系統組織の在り方および事業の総合一体制から対処すべきものとしてその基本姿勢を決めた。

全国大会は、前記したように組織整備と体質改善の両建てであったが、本県では、系統組織の整備強化に体質改善を折り込むと同時に、体質改善のねらいどころを具体的にしかも、より鮮明に浮き彫りさせるために、「地域営農改善」として打ち出すべく、議案としては「農業近代化の促進方策」としてかかげられた。したがって、体質改善なる表現議題はなくとも、本大会は、あげて体質改善大会と名づけられるべきものであった。

第3号議案以下第9号議案までは、体質改善運動を推進するに必要な施策として、「自作農維持資金の増額」「肥料価格対策」「海外移住政策の確立」を、また、この運動を阻害する要因排除としての「農政活動の強化」、とくに米問題、課税問題を取り上げ、農災制度抜本改正は、農政活動の強化と切り離して単独採決が行なわれた。

### ◆ 河野構想粉碎第10回大会(36年9月30日、村山市橋岡中学校)

本大会開催の3か月前に農業基本法が制定になり、いよいよ基本法農政下の日本農業が歩みはじめた。ところが、ことあろうに、政府自らが7月31日、晴天の霹靂といおうか爆弾宣言といおうか、食管改変構想(河野構想)を突如発表するにおよんで、政府が考えた基本法とはこんなものかとあきれながらもこの構想を粉碎すべく、全国の農協組織はもちろんのこと、あらゆる農業団体が総

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

起ちになった。本大会は、まさに山形県における食管改変絶対反対、河野構想粉碎大会となった。同時に、基本法は制定になったものの、農協としての言い分が山ほどある要請議案と前大会で決議した諸事項の実践決議の大会であった。

#### ◆ 農協法制定20周年記念・第11回大会（42年11月26日、山形市県民会館）

本大会は記念大会にふさわしい協同組合原則確認の大会であった。前年昭和41年は、第23回国際協同組合大会がウイーンで開催され、世界の協同組合が30年間遵守につとめてきたなじみ深い協同組合7原則を、世界の新情勢に適合させるべく磨き直しをし、あらためて6原則にしぶった銘記さるべき年であった。（第8章「本県の農協教育」参照）。

第11回全国農協大会（42.11.1）は、この新原則をふまえて、わが国農業協同組合のあるべき姿を将来の展望に立って確立すべく、「農業基本構想の推進」を決議し、「農協運動の強化」と「教育の振興」とをあわせて決議した。

県大会は、県だけにとどまらず、全国大会につながり、さらには、国境を超える世界の協同組合との提携に拡大する性格が強まった。協同組合貿易の年々の拡大、あるいは協同組合視察団の派遣、交歓による国際協力、アジア農協会議の開催などその証左といえよう（本大会で決議しその後、実行に移された教育基金の果実による本県農協組織からの海外研修派遣は49年から実施されている）。

農協法20周年にあたる本大会は、協同組合運動の最重点は「教育」にありとして、ともすれば激変する外部対応を急ぐあまり「本質」を見失うことのないよう、「教育の徹底」をかけ、その方策と教育基金の造成が決議された。協同組合活動実践決議としては、連合会機能の総合化のための体制整備と長期計画の樹立推進、自己資本の充実等「農協運動の強化に関する決議」および「食糧自給政策の確立」に関する農政決議が行なわれ、宣言のなかでは「本県農業基本構想の実現」がうたわれ採択された。

#### ◆ 基本構想実践第12回大会（45年10月13日、山形市県民会館）

昭和42年11月の第11回全国大会は、農業基本構想の推進に関する決議を行ない、「日本農業の課題と対応」を採択し、わが国の農業協同組合の進路を明らかにした。いうなれば全国版であった。全国版という屋根ができる支える柱としての県構想がなければ画餅になるので、以来全国各県は県ごとに農業基本構想策定にとりかかった。

本県は、前記した第11回大会宣言に基づき、翌43年に、基本構想対策委員会を設置、その後、策定作業が行なわれ、45年3月、基本構想対策委員会において「山形県農業基本構想」を審議決定した。題して「昭和50年代農業への道標」であった。この実践こそが、本県農協運動の路線であるとして提起され決議されたのが本大会であった。また、激動を続ける社会情勢は、農村における生活と社会不安をつのらせる一方だったので、農業基本構想とあわせて生活基本構想も併行して提案決議された（生活基本構想は「昭和50年代農業への道標」の中に併記されてある）。

このようにして、全国版が屋根、県版が柱とするなら、基礎である土台こそが農協ビジョンでなければならないとして、それに相当する決議として「長期計画の樹立推進に関する決議」が採択された。

### 農協設立 25 周年記念・功勞表彰者名（130名）

昭和48年県農協大会

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

以上、三段階のビジョンを実践するために必要な決議として「農協合併の推進」「連合会の組織整備および総合性の発揮」を内容とする農協組織整備の推進に関する決議が行なわれた。最後に、国の農業に対する基本姿勢への要請決議がなされた。これが本大会の全容であった。

#### ◆ 第13回大会—農協設立25周年記念二次総合3か年計画樹立・実践(48年11月2日、山形市県民会館)

第12回大会で決議した「農業基本構想の実践」をオール系統組織のなかでタテ・ヨコのシステムを組み、総合性が発揮されるよう12回大会終了後、一次総合3か年計画運動が展開された。主催団体たる中央会はもちろんのこと、どの農協も、どの連合会も、自らの経営実態を理論的・計数的にとらえると同時に、長期展望に立つ発展施策を描くいわゆる「総3」(略称)時代を迎えたのである。その3年は経過したが、その実態は決して満足さるべきものではなかった。しかし、「総3」のもつ意義は大きい。

引き続き「第二次総3」に運動の路線を延長した。それが本第13回大会の主要議題であり、大会参加者全員「ようし、やろう」との気魄で決議されたのである。

もう一つの議案は、長い間、国際分業論で推し進めてきた米の生産調整など、一連の農業軽視政策の矛盾が露呈し、食糧不安時代をむかえた今日、鬱積する不満を組織化して強烈に訴えつけねばならないぎりぎりの段階にきたので、そのあらわれとしての議題が第2号議案「基本農政の確立ならびに農政活動体制の整備に関する決議」であった。農政活動にあっても、他力依存を排し、自らの農政姿勢を確立することによって基本農政を実現するというものであった。

農協設立25周年の記念行事として、本史『山形県農業協同組合沿革史』の編纂刊行が第3号議案として決議され、20年以上農協勤務功労者表彰が行なわれた。(p. 413掲載)

#### 「山形県農業協同組合大会」 主催：山形県農協中央会

第9回 (35年9月4日、赤湯町赤湯小学校体育館)

##### 〔議題〕

1. 系統農協の組織整備強化について
2. 農業近代化の促進方策について
3. 自作農維持創設資金の増額について
4. 農業災害補償制度の抜本改正について
5. 肥料の価格対策について
6. 海外農業移住政策の確立について
7. 農協の農政活動強化について
8. 米に関する農政施策の確立について
9. 農民ならびに農協課税について

第10回 (36年9月3日、村山市楯岡中学校体育館)

##### 〔議題〕

1. 食管制度の堅持について
2. 農業基本法関連法の早期制定について
3. 農業災害補償法の抜本改正促進について
4. 農民課税の減免について
5. 農業近代化を促進する農協の体制整備について

第11回 農協法制定20周年記念大会 (42年11月30日、山形市県民会館ホール)

## 〔議題〕

1. 農業協同組合教育の振興に関する決議・組合教育の徹底
2. 農協運動の強化に関する決議：系統組織の整備強化、長期計画の樹立推進、自己資本の充実、作目別生産組織、青年・婦人組織の育成強化、農畜産物価格流通体制の整備強化、農協法の改正、農協農政運動体制の強化
3. 農業政策の確立要請に関する決議：食糧自給政策の確立に関する要請、①高生産性農業の実現について、②農畜产物流通の近代化ならびに適正価格の実現について、③食管制度の堅持について、④東北農業開発対策について、「農村の環境整備と農業者の福祉向上に関する要請」「農業ならびに農協に対する税制改正に関する要請」

第12回（45年10月13日、山形市県民会館ホール）

## 〔議題〕

1. 農業基本構想の実践に関する件について  
農業基本構想推進本部の設置、作目広域団地の育成と強化
2. 生活基本構想の実践に関する件について  
生活総合センターの整備推進、生活環境の整備推進
3. 長期計画の樹立推進に関する件について  
総合3か年計画の樹立推進、教育広報活動の徹底、経営管理体制の確立、農協農政活動体制の強化
4. 農協組織整備の推進に関する件について

第13回農協設立25周年記念大会（48年11月2日、山形市・県民会館ホール）

## 〔議題〕

1. 第二次総合3か年計画の推進に関する件
2. 基本農政の確立ならびに農政活動体制の整備に関する件
3. 農協設立25周年記念事業に関する件  
『山形県農業協同組合沿革史』の編纂刊行
- 農協設立25周年記念功労者表彰（20年以上農協勤務者）130名

## (付) 全国農協大会で表彰を受けた本県の農協

(特)は特別表彰、(普)は普通表彰

昭和28年第2回大会—泉村農業協同組合(特)、昭和32年第5回大会一大山町農業協同組合(普)、  
 昭和34年第7回大会—羽黒町農業協同組合(特)、昭和39年第10回大会一大山町農業協同組合(特)、  
 藤島町農業協同組合(普)、昭和44年第15回大会—立川町農業協同組合(普)

## (付) 全国農協大会・全国中央会総会で表彰された人々

(特)は特別功労賞、それ以外は普通功労賞

年度	氏 名	年度	氏 名	年度	氏 名
昭32年	山木 武夫	昭41年	遠藤 清海	昭46年	山口 和吉
33	高橋 正吾	42	大山 不二太郎	"	柴橋 政雄
35	枝松 銀蔵	43	江口 金三郎	"	深瀬 民吉(特)
36	豊田 永治	44	長南 久左エ門	47	那須 武夫
37	横尾 健三郎	45	横山 平六	"	加藤 勝美
"	山木 武夫(特)	"	枝松 銀蔵(特)	48	須藤 直一郎
38	若公 誠治	"	若公 誠治(")	"	皆川 清輝
"	高橋 庄吾(特)	"	伊藤 惣治郎(")	49	油井 寛太郎
39	深瀬 民吉	"	豊田 永治(")	"	佐藤 繁雄
40	伊藤 惣治郎	"	横尾 健三郎(")		

## 山 形 県 中 央

	昭 和 35 年	昭 和 30 年 代 後 半 (36~40年)
重 点	農協体质改善・計画営農	農業基本法制下の地域営農改善と農協合併。
営 農 生 活	わが家の「経営設計」指導	農家の月給制・農協計画営農のなかに組み入れられて推進。
	米多収共励運動の推進	36年から拠点としての深耕密植栽培を取り入れ、さらに集団栽培が加わり前進。
	農業共同化の育成指導	作目毎の共同化資料を作成、充実をはかるとともに全県共通の地域営農改善を打出す。
	生活活動指導	生活改善は36年から第1歩を踏み出す。38年から指導員の設置と養成、生活改善車、理美容指導。
	農家経済調査	米価要求の基礎データとしての米生産費調査と農業経営改善のための作目毎調査を実施。
組 織	県系統組織整備の推進	36年には山経・畜連合併指導、37年は和歌山県など役員共通制県視察、38年最上郡畜連解散清算指導、経済連機能調査へ参加。
	農協合併の推進	36年農協合併助成法施行、合併経営計画、予備契約等を指導しつつ合併を促進。
	合併農協指導	合併した農協の経営組織・事務管理、諸規程整備、労務管理指導と駐在員派遣。
	農協青年婦人組織指導	農協運動の推進組織としての青年・婦人組織の育成強化を継続して指導。
営 球	経営分析・診断指導	農協経営の分析を行ない、農協には分析・診断の手法を指導。
	経営計画(決算)指導	長期経営計画樹立は41年度からで、その前は単年度計画策定指導と決算指導。
	経営改善指導	債権保全、職員給与改善、就業規則、理事会・総会運営に重点。
	事務改善指導	計画営農に基づく3部制・事務改善により帳票、売価管理、文書管理、計算器機、販売事務指導と38年からの勘定科目改正指導。
	整備組合指導	駐在指導員の派遣と再建復興指導。
	経営検討指導	農協の月例経営検討検討会開催指導と40年から合併農協定期巡回指導。
教 育	組合員教育の推進	農協主催の組合員教育活動に講師派遣(政治・農政・農業・農協)。
	農協役員(参事)教育	36年からは、理事研修のほかにトップマネージメント研修を実施、経営管理向上を期す。
	農協職員教育	新規採用、乙級職、1級職教育を実施。
	認証試験の実施	認証制度に基づく試験を毎年連続して実施。

## 会 活 動 総 覧

昭 和 40 年 代 前 半 (41~45年)
水稻集団栽培・長期経営計画・教育体系の確立・基本構想の樹立・米生産調整対策
40年代前半の営農指導の方向は、地域営農改善におき、そのなかで作目毎の団地化が育成される指導を行ない、団地化の芽生えが出はじめたところで基本構想で体系の組立てをし、生産から販売までの路線づくりをし、総合3か年計画へその実践がうけつがれていくこととなった。地域営農改善実施地区は、県内総地域44に対し37年度は6.8%だったが、43年では71%に高まった。そのなかで置賜広域経済圏が指定を受けるようになった。地域営農改善推進上の指導内容は、多面にわたるのでここでは省略するが、そのなかでこの期間とくに重点をおき際立って躍進したものは水稻集団栽培であった。果樹では、果樹・そ菜団地推進、果樹広域主産地形成、畜産では酪農・肉牛、養鶏、養豚団地を推進指導。生活長期計画樹立指導、住宅改善、健康診断等が生活指導に新規に加わる。農家経済調査は水稻60戸、酪農、果樹、豚、肉牛、養鶏それぞれ7戸程度を調査対象とした。
41年に宮城・福島県の役員共通制を実態調査、43年には第11回大会決議により県系統青果事業整備（山経・青果連の事業統合もしくは合併を前提）および青果物先進県視察を実施し、系統組織整備委員会活動とともに推進をした。しかし、進歩はしなかった。43年には、県連機能の統合性発揮を主眼に中央会・各連のトップ構成による毎月5日に定期会合をする5日会を決定した。農協合併を継続して推進、農協合併を促進した中央会は促進にこたえるため合併農協を巡回して経営指導を行なった。
全中委託経営分析および流通施設等の分析を実施。農協の実施する経営診断およびその調査を例示して指導。
41年度から農協の長期経営計画樹立を連続して指導。
出資100億円達成運動を展開、内部統制規程等諸規程例を作成して指導、集中倉庫による購買管理、電算導入を前提とする事務量調査、労務管理、生産・生活諸施設の効率運営、農業経営受委託規程、酪農ヘルパー制度実施要領等を設定して経営改善指導。
農業労災事務、伝票会計、売価管理、店舗購買、青果物販売事務チャート、割賦販売事務改善、少額非課税、法人税申告の指導、および電算パイロット農協設定、システム開発等。
農協合併の進行に伴なって、理事研修を合併組合理事と一般組合理事に分けて実施。42年の第11回県農協大会は教育大会ともいわれる大会であり、この大会を契機に農協教育を体系化し、組合員教育・役職員教育・基本教育・専門教育に整備するとともに、教育基金造成、教育審議会の設定をした。役員教育の内容は主として経営管理、労務管理、協同組合原則、農業基本構想、農業・農政課題であった。職員教育は基本教育では、管理職、中堅職員、2級資格養成、一般職員、新規採用の5コース別教育の実施。専門教育では税務、理美容、営農生活等職務ごとの教育を実施（信用・共済・経済業務は各連が担当）。広報事業教育と教育資

第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

	昭和35年	昭和30年代後半(36~40年)
教 育	各種情報の提供	中央会情報、農政情報、有線放送提供情報等を全県に配布。
	農協広報事業指導	有線放送、広報車、機関誌を主体に広報機能活発化指導。「家の光」「地上」「日本農業新聞」普及、同記事活用、家計簿記帳、読書会指導、同大会並びに体験発表会開催。
	営農指導員(生活)教育	稻、果樹、畜産、簿記の特技研修と体験発表を開催、生活改善指導員養成教育。
監 査	中央会監査士による監査(60組合)	36年(40組合)、37年(45)、38年(45)、39年(50)、40年(90)組合を監査。
	合併のための財確監査	財確監査とは、農協合併のために各組合の財務を同一規準によってする監査であり、県と中央会が合同で36年度4組合実施。
	監査後の経営指導	監査により指摘した事項の改善処理を指導。
	監査士養成	中央会監査のみならず農協・連合会の適正な管理運営を期するため農協、連合会内にも監査士資格者がいることが望ましいとしてその養成をはかった。
	一斉自己監査推進	合法性・合目的性を求めて落度のない農協監査が実施されるようこの推進をはかった。
農 政	農協農政対策組織結成促進	県には県農対本部、地区には地区農対本部、単協には農協農対本部が全県的に整備されるよう、単組未設置農協解消のための結成促進。
	米価・流通対策	(36年)は、農業基本法対策と、基本法発足直後の食管改変問題(河野構想粉碎活動)、米価対策畜産物価格対策、肥料2法廃止反対対策を重点として活動。(37年)以降は、米価運動および早場米期末延長対策、米麦手数料保管料、予約減税措置対策と農災法抜本改正対策を継続運動したが、とくに37年は、果物・同加工品貿易自由化対策、農林年金法改正対策、雪害対策を主とし、38、39、40年には産米改良対策、牛乳学校給食対策、酪農基本対策乳価・豚肉・鶏卵価格対策、農用ガソリン税対策、米代表者壳渡制度早期実施対策、米早期搬出阻止対策、国有林野解放運動を主とした。そのほか、38年には都市農村物価差調査、農地評価替の現地調査を実施、39年には凍霜害、干害、新潟地震被害対象、40年は登録対策、合併助成法延期要請、融雪遅延、7月1日突風被害対策を主とした。
	農業、農協課税対策	
	農災法抜本改正対策	
	農業基本問題対策	
	農業生産資材対策	
	農事用電力、電柱敷地料、保障対策	
	農林予算対策	
	県農政法に対する対策	
	災害対策	

昭 和 40 年 代 前 半 (41~45年)
材普及とその活用は30年代後半を継承。
営農指導員教育を養成コースと作目別コース（稻、果樹、酪農、豚、肉用牛）に分けて実施。生活指導員教育は長期生活設計、食生活、住宅改善、健康管理、家庭管理、生活環境等を重点実施。
41年（29組合：合併8、一般21）、42年（28：合併8、一般20）、43年（27：合併4、一般23）、44年（27：合併4、一般23）、45年（27：合併6、一般21）を監査。
43年財確23組合。
<div style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 30年代後半を継続
単位農政対組織整備を継続して推進。
41、42年の米穀対策は米価運動、米の等級検査基準改正対策、早場米壳渡期限延長対策、米麦手数料、保管料対策に重点をおき、43年から45年までは、米の過剰問題にかかる食管堅持・基本農政の確立を一貫して推し進め、44年からの自主流通米制度については基本的には反対を示しながらも、米穀全量確保運動、消流対策をとり、45年からは米の生産調整に対する攻防が全国的にも県内においても展開され、食管を堅持するためには行政主導なら、しかも農家の納得があるならやむをえずとした。果樹対策では42年にバナナ輸入関税率引下阻止対策、果樹保険臨時措置法対策、43年には、ぶどう広域主産地形成指定対策、44年には青果・畜産物貿易自由化阻止特別運動に重点をおいた。畜産対策では、40年に酪農3法、41年には加工原料乳不足払法が制定されたのをきっかけに加工原料乳価、飲用原料乳価、豚肉安定基準価格対策を強力にすすめた。そのほかに、42年から農民年金制度対策、44年から農協法、農地法、肥料価格安定法、農林年金法の改正対策および新都市計画法、農業振興地域整備法対策、農地課税対策、蚕糸振興法制度、蚕糸価格安定対策等の諸活動を展開した。 災害対策では、41年度の梅雨前線停滞集中豪雨、42年度の干害、雪害、および7月29日、3月28~29日の集中豪雨、44年5月の凍霜害、8月7~9日の集中豪雨に対する農政対策を講じた。

## 昭和40年代後半（46～49年）

重点	農業基本構想の実践「自主路線の建設」「総合性発揮」、農協合併の促進、総合3か年計画運動展開	
総合	農業基本構想の実践と総合3か年計画の推進	45年に策定した県農業基本構想の実践をはかるため、中央会長を本部長とする推進本部委員会を構成(45年)、そのなかに専門部会を設置し、中央会が中心となり、自主路線の建設と総合性発揮を、総合3か年運動として推進した。40年代後半、中央会は、この推進本部と表裏一体で事業の最重点をこれにおいた。48年度から基本構想推進本部を総合3か年計画推進本部に名称を替えた。
	系統組織の整備	県農協連青果事業体制確立協議会が開かれ(46年)、中央会は第12回県大会決議に基づきその確立を期待したが、期する意見一致にはいたらなかった。 庄内農工連と山形食品KK新庄工場の醤油事業の統合について協議がすすみ、庄内農工連は県一円の連合会として改組することとなった(49年)。全国系統組織問題として長年の懸案だった段階制問題は、全中が全国各都道府県より単協の全国連加入の態度表明を求め、本県は49年11月、基本的に賛成だが継続審議の要ありと報告。県内系統組織問題としてこれまで長年の懸案たる中央会、連合会の役員共通制実現への足がかりとして県段階役員定数を減少させること、また、学経理事の位置づけを明確にするための定款変更を行なった(各連)。中央会は、これについても県組織整備委員会の方針とともに推進をした。前提となつた役員共通制が今後の課題となって残されている。
	農協合併推進	農協合併助成法第2回延長として47年3月末まで延長されることとなり(第3回は50年3月31日まで延長)、中央会は、継続して農協合併を促進した年度。
経営	長期計画樹立と一斉経営診断指導	長期計画の策定は、過去において刷新総合3か年計画、地域営農改善計画、農協合併経営計画、長期5か年計画など、それぞれの目的と時代背景によって異なる経過をしてきたが、46年から全国統一運動として総合3か年計画の樹立推進がなされてからは長年の宿願だった全県の計画樹立が達成されることとなった(46年度で本県90%の農協が樹立)。中央会は46年度から総合3か年計画を自ら樹立するとともに、全単協・各連にもその樹立を推進し、樹立後は、一斉経営診断・総合点検を推進、系統のもてる力を農協運動の原点に向かって総合発揮されるよう指導の主眼をおいた。
	経営管理指導	農協合併の進行により大規模農協の組織管理(理事会・総代会・総会運営等)に指導の重点をおくとともに、県内農協のコード・組合員コードの設定を行ない、財務管理では、従来に継続して出資100億達成運動、増資計画、施設管理、決算・財務整備、税務、購買・信用事業の強化、労務管理を重点に指導を行ないながら、全中委託の農協経営分析をも継続して実施した。とくに40年代後半で特徴的なものは農地等処分事業の指導、石油取り次所の運営上の課題調査、有鉛ガソリン確保対策等が伴なった。
農生生活	中央会監査士による監査	46年(合併組合1、一般組合7)、47年(合併組合11、一般組合12、部分監査1)、48年(合併組合11、一般組合12)、49年(合併組合6、一般組合7)。
	財務確認監査	46年(50組合)、47年(1組合)、49年(19組合、1連合会)。 監査事後指導、自己監査指導、監査士養成、監事指導、内部監査指導。継続実施。
	作目広域団地造成指導	全中が作目団地を唱えてから10年、県中が地域営農改善を推進しはじめてから10年、10年目にしてようやく40年代後半から本県の作目広域団地がほぼ軌道に乗りはじめた。広域団地の支柱である単位団地はその前からぼつぼつ形成されていた。あまりに時間がかかり、また、とらえにくいこともあって、他からはよく幻の団地な

重点	農業基本構想の実践「自主路線の建設」「総合性発揮」、農協合併の促進、総合3か年計画運動展開
営農	<p>どといわれた。金や物を扱う側からすればそうもいいたくなるであろう。しかし、農業の改革は長い期間を必要とするのが常である。中央会は10年一日のように団地を唱え、そして指導してきた。これからがむしろ本番であろう。数多い単位作目団地は省略して、48年第13回県大会資料による広域団地は、置賜広域経済圏、村山北部西瓜広域団地、川西地区果樹広域団地、最上地区作目団地推進協議会であり、その後庄内地区肉用牛広域団地、庄内地区養豚広域団地、村山北部養豚団地が造成されている。全庄内が全農指定の稻作基幹団地になっているが、庄内ばかりでなく本県は米産県として集団栽培によって体系づけられた総体的な稻作団地形成がなされている。これら団地のなかでは農協はもちろん、各種の生産組織、青年・婦人部員達が活躍し、各連の機能がより一層ここに総合発揮されるよう指導した。</p> <p>団地指導に伴う各種指導例一稟転特別対策、施肥合理化、良質米生産対策、空中防除撒布、カントリー育苗施設、青果物価格安定資金、園芸特産300億達成運動、加工果実集荷拡大対策、果実消費拡大対策、農協果汁工場建設、肉用牛種畜生産基地設置、生乳品質改善、稚蚕共同育成安定互助制度、春蚕価格協定、団地診断、農業経営受委託、地力培養と保全対策、堆厩肥有効利用、生産流通施設運営管理、自然休養村、大豆飼料作物生産拡大、水田裏作作付推進等。</p>
生農	<p>団地担当者教育</p> <p>中央会は団地リーダー養成を視点に、作日別コース指導を実施してきた。稻作、養豚、養蚕、果樹、総合の5コースを農協営農指導員向けに、また作目別生産者組織、農事実行組合、中核農家を対象とした団地教育を農協とともに実施してきた。営農指導員協議会に対する教育も継続して実施した。</p>
生活	<p>農家経済調査</p> <p>40年代前半に引き続いて調査を実施。</p> <p>生活総合センター整備指導</p> <p>広範な領域をもつ農協生活事業は、農協運営のなかでとかく分断されやすく、なんとか、生活活動の総合一体化が必要だとして策定されたのが生活基本構想であり、生活長期計画樹立の推進であった。その拠点となるものは農協生活総合センターの整備確立であるとして全国大会は決議し、県中においてもその具現化をはかるため生活重点農協の組織実態調査からはじめ、農協担当部課長会議で研究し、生活指導員研修、婦人部研修で課題提起をしその推進と指導をはかってきた。</p>
教育	<p>生活活動の充実</p> <p>生活設計樹立、健康管理、住宅改善、理美容、衣生活食生活の合理化指導は前期から継続して実施されたが、40年代後半の指導面にあらわれた特徴は、農地等処分事業、農住研究、宅地建物取引主任者資格取得、消費者モニター活動(46年)、栄養調査の実施、生活設計の統一推進、購買体制の整備、Aコードマーク愛用、石油等緊急対策(48年)、生活組織リーダー養成、農村健康会議の推進、栄養調査結果個別指導(49年)。生活環境整備では、農村地域工業立地、出稼組合員対策、出稼者互助会組織対策に参画、指導。</p> <p>教育体制整備</p> <p>前期に引き続いて教育審議会を通じて、本県農協教育に関する体系整備と実践を指導。</p> <p>役職員教育</p> <p>第11回県大会(42年)以来、本県の農協教育を体系化したことによって、その後の教育活動を総称して「体系教育」と呼ぶようになった。40年代後半の基本教育活動は次のように定型化して実践されてきた。</p> <p>理事研修、監事研修、常勤理事研修、管理職JSTコース研修、中堅職員コース研修、2級職員養成研修、一般職員コース、新規採用職員研修、農協教育活動研修、教育訓練リーダー養成コース研修。47年度からは新任理事、新任監事研修を実施した。専門教育は事業別に各連が主体で実施、このほか中央会は、農協職員採用試験を担当、県立農協講習所への講師派遣、職員資格認証試験の実施を継続した。</p>

### 第III編 山形県農協運動の推移

重点	農業基本構想の実践「自主路線の建設」「総合性発揮」、農協合併の促進、総合3か年計画運動展開	
教育	組合員・青年・婦人教育	中央会は、本県農協教育体系のなかの組合員教育に基づく農協教育活動に準拠して講師団を編成して講師を派遣するなど、農協の諸行事（48年度から「協同組合教育月間」設定など）を通じて組合員教育を推進してきた。49年には農業高校へ副読本「農業協同組合と私達」を配布して、県高校教育研究会と農協教育についての交流をはかった。青年・婦人については、それぞれの県組織・地区組織・事務局を担当し、組織意思の系統農協への積み上げを反映、および系統農協の動向を両組織に投影させながらそのなかで教育活動を展開してきた。
	広報事業	組合員農家の多様化、混住社会といわれるようになってきた農村は、いきおい農協経営の多様化を求める、それだけ農協の広報機能は重要度を増してきたのが40年代後半の特徴であった。中央会は、この観点に立って広報活動の質的变化を加えながらも農協広報の基本線に沿って継続実施してきた。 その主なる事業は、広報担当者、有放の遵法業務指導、アナウンス、保守指導、中央会情報の発刊、「家の光」「地上」「日本農業新聞」の普及、記事活用、家の光、新聞大会の開催等である。 県段階における広報機能の一元化は長年の懸案でありながら、いまだに具現するまでにいたっていない。
農政	生産調整対策	中央会は、県農協農政対策推進本部と一体となって活発な活動を展開した。生産調整対策では、46年に10数回におよぶ県・地区組合長会議を通じて対処し、全国会議にも本県意見を積み上げて対処した。47年からは、ようやく地域分担指標が加味されるようになった。40年代後半における年度ごとの農政活動の重点項目をあげればおよそ次の通りであった。
	米価対策	（米価）では、46年度は、3年連続据置きを打破しようと強力な運動を展開したが、実質的に据置かれ、47年度は、長年の据置きをわずかではあるが、据置きを打破することができ、世界的食糧危機をむかえた48、49年はいまだかつてない米価運動の盛り上がりで要求にはほど遠いが、48年16.1%、49年32.2%の引上げとなった。
	畜産対策	（畜産）では、40年代後半を通じて加工原料乳価、飲用原料乳価、豚肉価格対策をおしそすめ、とくに46年度は牛肉自由化反対、赤字に悩む肉用牛繁殖センター対策、47年度は、政府操作飼料および過剰米の価格引下げ特別全国運動参加、48年は県との畜産公害に関する要請会議をもち、48、49年連年の畜産危機突破全国大会、県大会県内大会への参加および支援。
	果樹対策	（果樹）では、果樹農政確立、果樹農業危機突破全国大会、オレンジ果汁自由化阻止全国大会への参加、49年には米国産サクランボ輸入阻止対策を講じた。
	養蚕対策	（養蚕）では、46年繭糸価格安定対策、48、49年全国蚕糸業危機突破大会へ参加。
	課税対策	（課税）では、46、47年市街化区域農地課税対策、農地の宅地並み課税反対全国大会へ参加、47年マッシュルーム固定資産取得税対策、48、49年相続税対策。
	金融対策	（金融）では、47年指定代理金融機関および収納代理金融機関の指定要請、郵便貯金法改正（小口金融）改正反対運動、49年、近代化資金枠増設対策、制度金融基準金利引上げと農林漁業対策、預貯金目減り対策。
	米穀対策	（米穀）では、48年、銘柄米指定キヨニシキにつき県選出国會議員に要請、同年、余り米対策。
	その他対策	（その他）では、47年貨物駅廃止反対要請。 (新潟鉄道) 48年、緊急石油製品対策、48、49年、失業保険法改正阻止対策等。

重点	農業基本構想の実践「自主路線の建設」「総合性発揮」、農協合併の促進、 総合3か年計画運動展開	
農政	災害対策	46年度凍霜害、集中豪雨被害対策、47年度20号台風被害対策、48年干ばつ・雪害 対策、49年カドミウム対策、集中豪雨被害対策。

(付) 農協法の改正経過

農業協同組合法制定（昭和22年11月19日公布、同年12月15日施行）

第1回改正（昭和23年7月7日）

所得税を組合に課さない旨の規定を廃止し、事業の利用分量に応じてする剰余金の配当に相当する金額には、租税を課さない旨の規定を設けた。

第2回改正（昭和24年5月16日）

1. 組合と競合関係にたつ者の役員、参事等への就任禁止規定を設けた（42条の2）。
2. 組合が法律で認められる範囲を超える事業をしたとき、従来は行政庁が解散命令を発することができたのを、行政庁の申立によって裁判所が解散命令を発することに改めた。のちに第7回改正で行政庁へ復元した（95条の2）。

第3回改正（昭和24年5月31日）

従来、司法事務局で行なってきた組合の登記事務を法務局、地方法務局、その支局もしくはその出張所で行なうことにした（82、91、92条）。

第4回改正（昭和25年5月6日）

1. 組合が財務処理を適正に行なうための基準を政令で定めることにした（52条の3）。これによって昭和25年11月16日「財務処理基準令」が公布施行された。
2. 信用事業を行なう組合と都道府県の区域以上の区域を地区とする組合に対し行政庁が毎年1回を常例として検査しなければならないことにした（63、94、100条）。
3. 指導事業を行なう連合会は他の事業を行なうことができないことと、連合会は指導事業のはか購買事業、販売事業をそれぞれ単独に行なうことを要件にした。しかし、この制限は、昭和29年の第7回改正によって前段については解消、後段については撤廃となった。
4. 連合会の合併は、総会で、投票による特別決議を必要とし、かつ会員たる組合の総会においても無記名投票による特別決議で可否を決することを要件とした（65条②③）。しかし、昭和29年の第7回改正により撤廃された。
5. 信連の事業範囲を拡げた（指定金融機関の業務代理と内国為替取引、10条⑥）。

第5回改正（昭和26年4月1日）

1. 医療事業の員外利用の制限をゆるめた（10条③）。
2. 回転出資金の制度を設けた（13条2、52条2）。
3. 単協では、総会外選挙ができるとした（30条③但書、28条①、10、30条④～⑧）。
4. 役員の任期は従来の原則1年、定款で定めた場合2年の限度を3年に延長し、3年とするものは毎年3分の1ずつの交替制とした。この交替制は、第7回改正で撤廃された。
5. 役員の職務を行なう者がいるときは、行政庁が組合員その他の利害関係人からの請求によって仮理事を選任し、または役員選挙のための総会を招集することができる規定を設けた（41条の2）。
6. 組合が連合会の設立発起人となり、もしくは設立準備会の議事に同意し、または、連合会に加入し、もしくはそれから脱退するには投票による特別議決を要することにした。この事項は第7回改正で撤廃された。
7. 連合会が同一の区域を地域とする他の連合会が、現に行なっている事業を新たに行なうための定款変更是、会員たる組合の総会における投票による議決を必要とすることとした（46条の2）。
8. 設立認可の日から90日を経過してもなお登記しない組合については、行政庁はその設立認可を取消すことができることとした（63条②）。

第6回改正（昭和26年6月8日）

非訟事件手続法第141条削除により登記手続の変更があったので、農協法の関係条文を整理した（法92、準用条文）。

第7回改正（昭和29年6月15日）

1. 組合指導および組合教育の事業は、中央会が一元的に行なうことにしたので、連合会の事業からこれを削除した。従来の非経済的事業とその他の経済的事業との兼営禁止規定および連合会の購買事業と販売事業との兼営禁止規定を削除した。
2. 組合の信用事業に定期積立の受入の事業を加えた。貯金、定期積立の事業利用について、組合員と同一世帯に属する者および非営利法人を、共済事業の利用について、組合員と同一の世帯に属する者をみなし組合員として、員外利用の規定を適用しないこととし、信連については、国または地方公共団体に対して、会員が負担する債務をも保証することができるものとした(10条⑥⑦)。
3. 「農業上の災害その他の災害の共済に関する施設」(10条①-8)を改めて、単に「共済に関する施設」とした。共済事業を行なおうとする組合は、総会の決議により共済規程を定めて行政庁の承認を受け、共済規程の変更または廃止の場合も同様に承認を受けなければならないものとすることにした(10条①8号、10条2)。
4. 准組合員の資格を「当該農協の地区の全部または一部を地区とする農協」および「当該農協の地区内に住所を有する農民の組織する団体」にも与えることとし(12条①4号5号)、組合員の除名は、総会の会日の10日前までにその組合員にその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならないこと、除名は当該組合員にその旨を通知しなければ対抗できないことなどの組合員の権利保護に必要な規定を設けた(22条②③)。
5. 役員の選出は定款で定めれば、選任制をもとることができることにした。役員の忠実義務を明文化した(31条の2)。
6. 総代会を設けることができる場合の正組合員の数を従来の1,000人以上を500人以上とし、総代の定数を従来の200人以上を100人以上にした(48条①)。
7. 従来、連合会の設立発起人となりもしくは設立準備会の議事に同意し、または、連合会に加入しもしくは脱退するには投票による特別議決を要するものとしていたのを、単に普通議決でもって足りることにした(44条①8号)。
8. 組合の設立、定款変更、合併および解散決議についての行政庁の認可の裁量の範囲を拡げた(59、60、61、64、65、69条関係)。

第8回改正（昭和31年6月21日）

地方自治法の一部改正法律により特別市を削除したことにより、農協法の関係条項を削除した(98条)。

第9回改正（昭和33年3月27日）

共済事業の健全化をはかるため、責任準備金の積立、経理の区分、財産運用の堅実化に関する規定を設けた(10条の3・4・5)。中央会監査事業の実施の円滑化のため実施計画につき規制を設けた(73条11の2)。

第10回改正（昭和37年5月11日）

1. 組合事業に農地信託事業が加わった。組合員の委託によって、「農地」「採草牧地」ならびにこれらの土地とあわせてすることを相当とするその他の不動産を貸付の方法で運用すること。また、売渡すことを目的とする信託の引受けを行なうこととして(10条②)，一連の必要な規定を設けた。
  2. 農事組合法人制度をあらたに設けた。
  3. 組合運営円滑化のための必要規定を設けた。
- ①員外利用に関する規定、②組合員資格に関する規定、③議決権の行使に関する規定、④総代会における総代および中央会の総会における会員、代議員の議決権の代理行使に関する規定、⑤剰余金の配当に関する規定、⑥新設合併における役員の資格に関する規定、⑦その他

第11回改正（昭和38年7月9日）

設立登記事項、登記申請者などの規定を改正した。

第12回改正（昭和40年3月31日）

所得税法・法人税法の改正によって、農協法第6条「非課税」の従来の規定を次のように定めた。「法人税法の定めるところにより当該組合（または農事組合法人）の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」。

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

第13回改正（昭和45年5月15日）

#### 〔法10条関係〕

1. あらたに農用地の売渡し、貸付もしくは交換の事業、「農用地供給事業」を加えた(10条①5号中段)。
2. 組合員の委託を受けて行なう農業経営「受託農業経営事業」を他の事業とあわせ行なうことができるようとした(10条②)。
3. 「農地等処分事業」を他の事業とあわせ行なうことができるようとした(10条⑤)。
4. 信用事業関係

①「地方公共団体又は銀行その他の金融機関に対する資金貸付の事業」を新設した(10条⑦⑥)、②組合員と同一世帯の者または非営利法人は貯金又は定期積金を担保とする貸付けにつき組合員(会員)とみなすこととした(10条⑨)、農林中金などの代理業務についてその他の附加業務と区別した(10条⑩)。

#### 5. 〔法48条関係〕

総代の定数の改正と総代会の権限の拡大(総代の選挙をのぞきすべて総会の権限と同じ)をした(48条③⑥⑦)。ただし、総代会における組合の解散、合併決議は、組合員投票に付し、法定数の賛成を得ることによって法律効果を生ずることとした(48条の2、64の④、65の①)。

#### 6. 〔法16条関係〕

連合会、中央会は政令で定める基準にしたがって、定数の定めるところにより、その会員に対して一定の規制のもとに2個以上の議決権および選挙権を与えることができるようとした(16条②、73条の14②)。

#### 7. 〔法72条関係〕

農事組合法人について、組合員以外の常時従事者の制限の割合を緩和した。また組合員資格につき「みなし組合員」の制度を設けた(72条の10)。

#### 8. 〔法73条関係〕

全中の総会における議決権代理行使の代理人資格者中に都道府県中央会の副会長および理事を加えた(73条の25③)。

#### 9. 〔法96条関係〕

組合員投票の取消しに関する規定を設けた。

#### 10. 財務諸表中に損益計算書を加えた(39条①、44①7号、72条の13①、3号)。

第14回改正（昭和48年7月3日）

#### 1. 金融機能の拡充

借用事業を行なう農協に対する「手形の割引」「組合員の債務の保証」「内国為替取引」などの事業能力の賦与をした。

#### 2. 資金の貸付範囲の拡大

員外利用制限の枠外で、①地方公共団体を主たる構成員とする非営利法人に対する貸付け、②農村地域における産業基盤または生活環境整備のための貸付けができるようにした。

#### 3. 宅地等供給事業の拡充

從来から実施している農地処分事業を拡充し、あらたに土地の貸付方式を導入するなど組合員の多様な意向に対応するようにした。

#### 4. 共済規定の変更手続の簡素化をした。

#### 5. 連合会の権利義務の包括承継

連合会が、会員数が減少したことにより法定解散する場合において、その会員たる組合が当該連合会の機能を円滑に承継することができるよう、その権利義務を包括承継することができるようとした。

#### 6. 農協が主たる出資者になっている法人(協同会社等)に農協の准組合員資格を認めた。

(以上、主として全中『農協法概論』より)

## (付) 中央会・連合会、会長・副会長・常務・専務理事の変遷(昭和36~50年)

会名	年 度	会 長	副 会 長	常務・専務理事
中 央 会	昭36~42年	大山 不二太郎	伊藤 惣治郎	
	昭 43 年	大山 不二太郎 会長職務行 伊藤 惣治郎 横山 平六	—	(常) 草刈 政藏(37~43)
	昭44~49年	横山 平六	長南 久左エ門(44~46) 小池 喜一(47~49)	(常) 皆川 清輝(44~50)
	昭 50 年	田苗 義巳	飯田 文吉	
県 信 連	昭36~40年	山木 武夫	—	(常) 枝松 銀蔵
	昭41~48年	枝松 銀蔵	—	(専) 佐藤 亮(44~48)
	昭 49 年	枝松 銀蔵 会長職務行 横山 平六	—	—
	昭 50 年	横山 平六	—	(専) 森谷 忠
山 経	昭36~40年	高橋 正吾	—	(専) 山口 和吉
	昭41~50年	山口 和吉	—	(専) 栗野 武夫(47~50)
庄 経	昭36~37年	豊田 永治	—	(常) 佐藤 政雄 (専) 若公誠治
	昭38~46年	若公誠治	—	(常) 佐藤 政雄(38~39) (専) 加藤 勝美(40~46)
	昭47~49年	加藤 勝美	—	(専) 佐藤 繁雄
	昭 50 年	佐藤 繁雄	—	(専) 佐藤 匡
県 共 連	昭36~42年	大山 不二太郎	斎藤 金治(36) 伊藤 惣治郎(38~42)	—
	昭43~50年	伊藤 惣治郎	伊藤 伊右エ門(43) 島津 一郎(44~49)	(専) 成沢 弥進男(50)
青 果 連	昭36~50年	須藤 直一郎	武田 重郎(45~50)	(常) 熊谷 重右エ門(36~49) (常) 竹田 博吉(50)
養 蚕 連	昭30~40年	深瀬 民吉	小松 三郎(36~38)	—
	昭41~50年	那須 武夫	渡辺 宇右エ門(40) 深瀬 民吉(41~49)	(専) 神保 功(50)
県 拓 連	昭36~42年	大山 不二太郎	伊藤 惣治郎(36~39)	—
	昭 43 年	大山 不二太郎 会長職務行 豊田 永治 横山 平六	豊田 永治(40~43)	—
	昭44~49年	横山 平六	長南 久左エ門(44~46)	—
	昭 50 年	田苗 義巳	飯田 文吉(47~50)	—

〔注〕改選期にあたる年度は新任者名を記した。( )内の数字は年度を示す。